内閣官房令

○内閣官房令第五号

国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第一項の規定に基づき、失業者の退職手当支給規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和二年六月十九日　内閣総理大臣　安倍　晋三

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する内閣官房令

失業者の退職手当支給規則（昭和五十年総理府令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
附　則 ［1～5　略］ （特定退職者に関する暫定措置） 6　受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）附則第一条の四に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第六条の二及び第二十一条第一項の規定の適用については、第六条の二中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）附則第一条の四の規定により読み替えられた同規則第三十六条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」と、第二十一条第一項中「雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）」とあるのは「雇用保険法施行規則」とする。 ［項を加える。］	附　則 ［1～5　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行し、この内閣官房令による改正後の失業者の退職手当支給規則附則第六項の規定は、令和二年五月一日以降に退職した者について適用する。

内閣府令

○内閣府令第四十七号

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律（令和二年法律第五十七号）の施行に伴い、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年六月十九日　内閣総理大臣　安倍　晋三

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特例対象会社） **第十七条の七の三**　法第十六条の四第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（銀行の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。 一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社 ［イ・ロ　略］ 二　［略］ ［2～4　略］	（特例対象会社） **第十七条の七の三**　［同上］ 一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社 ［イ・ロ　同上］ 二　［同上］ ［2～4　同上］